

高知大学工学部入学及び卒業に関する委員会規則

平成29年2月27日
規則第65号

(趣旨)

第1条 高知大学工学部教授会規則（以下「規則」という。）第9条第1項の規定に基づき、高知大学工学部入学及び卒業に関する委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第2項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、高知大学教授会規則第5条第1項第1号イ、ロ及び規則第5条第1号に定められた次の事項を審議決定し、高知大学工学部教授会に報告し承認を受ける。

- (1) 学生の入学判定
- (2) 編入学、転入学及び再入学の判定
- (3) 除籍
- (4) 転学部、転学科、転コースの判定
- (5) 卒業判定（卒業研究資格判定を含む。）及び学位の授与

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学務委員長
- (3) 入試委員長
- (4) 学科長
- (5) コース長
- (6) 各学科から選出された教員 各1人

2 委員に事故あるときは、代理を認める。

3 第1項第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学部長をもって充てる。

3 副委員長は、学務委員長及び入試委員長をもって充てる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行する。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。